

(案)

御前崎市市民協働の指針

令和5年3月

御前崎市

目 次

I	はじめに	
1	協働のはじまり	1
2	協働の必要性	1
II	市民協働とは	
1	「協働」とは	2
2	協働の主体	2
3	共通の認識	3
III	協働の3つの柱	
1	対話	4
2	行動	4
3	前進	4

I はじめに

1 協働のはじまり

「阪神淡路大震災（1995）」のときに、多くの個人やボランティア、活動団体が集まり、復興活動が行われたことをきっかけに、さまざまな主体が協力して共通の目的のために取り組む「協働」という考えが広まりました。その3年後には、「特定非営利活動促進法（1998）」が制定され、市民活動団体などは、特定非営利活動法人（NPO法人）として法人格を取得し、広い分野において公益的な活動を推進するようになりました。

2 協働の必要性

近年、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、情報化や国際化の進展などにより、社会を取り巻く環境は急激に変化しています。地域の課題も、生活様式の変化とともに多様化・複雑化し、行政や地域で活動する団体単独の取り組みだけでは、すべての課題に対応することが難しくなっています。

本市においても、総合計画の目標の一つに市民協働の推進を掲げ、市民が主役となり活躍できるまちを目指してきました。これまでも、町内会活動や地区センター事業への参加・協力など、協働は身近な取り組みとしてありましたが、多様化する地域課題を解決し、魅力あるまちづくりを推進するために、より一層さまざまな主体による協働の必要性が増しています。



II 市民協働とは

1 「協働」とは

「協働」とは、市民・学校・企業・行政などが、住みやすいまちをつくっていくために、みんなで協力して課題解決に取り組むことをいいます。さまざまな主体が互いの長所を活かしながら、一緒に活動を行うことで、以下のようなプラスの相乗効果を得ることが期待できます。



地域課題の
解決

地域活性化

まちの魅力
発信

人と人の
つながり

2 協働の主体

協働を担う主体は、以下のように考えられます。

○協働の主体と具体的な主体の例について

主体の分類	具体的な主体の例
市民	御前崎市に在住・在勤・在学・その他関係する人
市民活動団体	公益性のある活動を行う団体 NPO法人、ボランティア団体など
地域活動団体	地区センター運営協議会や町内会のほか、自主防災会・子ども会・老人会等の地域で組織されている団体
学校	小・中学校、高等学校、専門学校、大学など
企業	主に営利を目的として経済活動を行う組織体
行政	国、地方自治体、警察、消防等の行政機関

3 共通の認識

協働の推進にあたっては、市民・NPO・学校・企業・町内会・行政などが、一緒に地域の課題について考え、協力しながら、まちづくりを進めていきます。



また、さまざまな主体が協働する際には、それぞれの特性と得意分野を活かした役割分担を明確にし、次のような共通の認識をもって取り組みます。

対等

- 対等な関係を築き、認め合いましょう。

自主性

- お互いに自立し、それぞれの自主性を尊重しましょう。

共有

- 目的を共有し、意見交換をしましょう。

相互理解

- お互いの価値観や活動内容を理解し、信頼関係を築きましょう。

Ⅲ 協働の柱

今後、協働の取り組みを進めるために、次の3つを基本の柱とします。

1 対話 ～みんなで話し合おう～

地域の困りごとについてみんなで話し合い、自分ができることや周りとの協力してできることを考えましょう。

2 行動 ～みんなで取り組もう～

まずは私たち市民が自らともに行動しましょう。協働の意識や取り組みを周りに広げることで、それぞれの活動の幅が広がったり、人と人とのつながりのきっかけとなったりします。

3 前進 ～みんなでステップアップ～

これまでの取り組みを振り返るとともに、常により良い状態を目指して前進していきましょう。

まちづくりの主役は、私たち市民一人一人です。

みんなで協働によるまちづくりに取り組みましょう。

